

クラブ員各位

新宮ライフセービングクラブ 代表

(株)ベストサプライ新宮工場駐車場の利用について (通知)

従来より新宮丸良商店駐車場を利用させていただいていたところですが、地権者変更に伴い、駐車場の利用について下記のとおり定めましたので通知します。

本通知によらずに当該敷地へ駐車した場合は、違法行為となる可能性があり、警察へ通報される可能性があります。しかし、違法性のみには捉われず、善意による駐車場利用であることを充分認識し、地権者へご迷惑がかからぬよう各自細心の配慮をお願いします。

記

1. メンバーの駐車許可制

各メンバーの車両を登録許可制とし、各自へ許可証を交付する。車両更新等で変更が生じる場合は、遅滞なく担当者へ報告し、許可を得ること。また、許可証裏面の条件事項を遵守すること。条件事項に従わぬ場合は、違法駐車とみなすものであること。

許可された車両情報は、地権者の(株)ベストサプライ新宮工場と共有するものであり、個人の安易な変更等(家族の車両を借りてきた等)は認められないものであること。代車などの個別事案については次項のゲスト用許可証で対応すること。

2. メンバー以外の駐車

講習インストラクターや他クラブ車両については、コンテナ内に保管されたゲスト用の許可証(5枚)を使用させ、許可証裏面の条件事項に従って駐車させること。なお、その際は当日の事業担当者が必ず駐車台数や駐車場所を管理し、コンテナ内の「駐車場管理記録簿」へ記入し駐車させること。当該「駐車場管理記録簿」へ記載がない場合は、許可証を掲示していても許可なき違法駐車とみなすものであること。

3. 進入方法

駐車場出入口に進入禁止看板が設置されている場合は、開けて車両進入してもよいが、他の一般車両等の進入がないよう万全の措置をとること。

4. 許可証の登録、失効及び再交付

新規メンバーや車両更新等についてはその都度新規登録許可を行い、許可証を交付する。また、汚損や紛失などによる再交付に限って印刷費等実費を請求する。許可証の交付まで間は、前第2項により対応すること。

新宮 LC メンバーを年度更新しないなどにより新宮 LC メンバーでなくなった際は、当該許可証の効力も当然に同時失効する。早急に許可証を担当者へ返却すること。

以上